

(様式第2号)

会 議 録

令和5年11月9日作成

会 議 の 名 称	令和5年度第1回島本町指定管理者選定委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和5年10月17日(火) 午後1時15分 ~ 午後3時00分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室		
公 開 の 可 否	不可	傍聴者数	—
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	島本町情報公開条例第5条の規定に該当する情報に関し審議するため		
出 席 者	委員	高岸委員(委員長)、北河委員(副委員長)、川畑委員、名越委員、原山委員、難波委員、山内委員	
	事務局	総合政策部行革デジタル推進課 齊藤課長 永野	
	施設 所管課	総務部総務・債権管理課 柚木次長 奥野課長 川井参事	
会 議 の 議 題	案件1 委員長・副委員長の選出について 案件2 ふれあいセンター等の指定管理者の選定について		
決 定 事 項 等	案件1 委員長を高岸委員、副委員長を北河委員とする。 案件2 令和6年4月1日から令和11年3月31日までのふれあいセンター等の指定管理者として、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」を選定することとして、町長に報告する。		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		
配 布 資 料	資料A	委員名簿	
	資料B	島本町指定管理者選定委員会規則	
	資料C	審議会等の会議の公開に関する指針	
	資料D	募集要項	
	資料E	仕様書	
	資料F	備品台帳	
	資料G	島本町ふれあいセンター等指定管理者募集に係る質問と回答	
	資料H	選定基準	
	資料I	現行の基本協定書及び変更協定書	
	資料J	応募事業者申請書類一式	

別紙：議事内容

事務局

定刻になりましたので、ただいまより、令和5年度第1回島本町指定管理者選定委員会を開催いたします。

本日の会議につきましては、委員長が選出されるまでの間、事務局において議事の進行をさせていただきます。

それでは、まず出席者数の報告をさせていただきます。本日、委員7名のうち、7名全員が出席されていますので、「島本町指定管理者選定委員会規則」第5条第2項に規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。

案件1 委員長・副委員長の選出について

(委員の互選により、高岸委員を委員長に、北河委員を副委員長に選任)

事務局

それでは、委員会規則第5条に基づき、委員長が議長を務めていただくこととなりますので、高岸委員に議事進行をお願いします。

【会議の公開について】

委員長

案件2に入る前に、「会議の公開について」事務局より説明をお願いします。

事務局

本委員会につきましては、資料C「審議会等の会議の公開に関する指針」第2の(1)に定める「地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町長その他の執行機関に置かれる附属機関」となっており、さらに第3において、会議は原則公開することとなっておりますが、第5の(1)において、「島本町情報公開条例第5条の規定に該当する情報に関し審議する場合」は会議を公開しないことができとなっております。当選定委員会では、島本町情報公開条例第5条第1項第3号における、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に著しい不利益を与えることが明らかな情報」、具体的には企業のノウハウに関する情報、経理・人事に関する情報、信用に関する情報等を取り扱うことから、事務局といたしましては、指針の第5の(1)を適用し、非公開とするのが望ましいと考えております。

つきましては、指針第6の(1)「会議の公開又は非公開の決定は、第3項から前項に定める基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行う。」に基づき、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長

事務局から説明がありました。説明のとおり、本会議を非公開とすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、本会議は非公開といたします。

案件2 ふれあいセンター等の指定管理者の選定について

委員長

それでは、引き続き、次第にしたがいまして、議事を進めます。

案件2「ふれあいセンター等の指定管理者の選定について」の説明をお願いいたします。

事務局

本町では、平成20年12月から、ふれあいセンター等の管理業務について指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者期間が令和6年3月末日をもって満了となります。

後程、担当課から説明いたしますが、次年度以降の指定管理者の選定については、公募の結果、現在の指定管理者である「シダックス大

新東ヒューマンサービス株式会社」から、応募があったところでございます。

今回の委員会におきましては、次期指定管理者の選定に向けて、透明性を確保した選定を行うため、本委員会を開催し、委員の皆様にご審議をお願いするものでございます。

本委員会の審議を踏まえ、町議会において指定管理者の指定の議決を経まして、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の運営をお願いする予定でございます。

次に審査方法について、ご説明いたします。

後程実施いたします、事業者のプレゼンテーション・質疑応答も踏まえ、次期指定管理者の選定について、ご審査いただきたいと思いますと考えております。

評価項目及び配点につきましては、「島本町ふれあいセンター条例施行規則」第11条、及び「島本町営住宅条例施行規則」第43条におきまして指定管理者の選定基準に係る評価項目を定めており、資料Hがその内容となっております。

委員の皆様におかれましては、事業者からの説明や質疑応答なども踏まえて、選定基準表に沿って採点いただきたいと思います。なお、今回は応募事業者が一者であるため、集計結果が60%以上であれば、応募事業者を次期指定管理者として指定したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、ふれあいセンター等の指定管理者の選定に係る審査方法についてご説明を終わらせていただきます。

担当課

総務・債権管理課から、「ふれあいセンターの設置目的と概要」、「指定管理者制度の導入と行っていただく業務」、「現指定管理者の再指定に係る経緯」などを、資料に基づきまして説明させていただきます。

はじめに、「ふれあいセンターの設置目的と概要について」でございます。

島本町ふれあいセンターは、平成8年7月に住民の福祉、保健及び文化教養を高める拠点として設置されました。

建物は、地下1階から地上4階までで、地下1階はレストラン、売店、自習スペースを含むエントランスとなっております。また、地上1階は施設管理や利用受付をする窓口、様々なイベントや講演会、コンサートを開催できる定員300人のケリヤホール、すこやか推進課及び保健事業を実施するための検診室などがございます。この他、島本町社会福祉協議会もございます。2階は、健康増進のための軽体育室や、主に高齢者等を対象とした施設として、水訓練室、和室等がございます。3階は、生涯学習のためのスペースのほか、学習室、料理教室等の貸室がございます。4階は、図書館と、絵画、写真などの展示に利用できるギャラリーなどがございます。

このように、ふれあいセンターは、これらの複合機能を有し、多くの住民の皆様にご利用いただいております。

令和4年度の利用者の実績でございますが、貸館等の利用者は、延べ約16万5千人、それとは別に、図書館の利用者は、約11万8千人となっております。

次に、「指定管理者制度の導入と行っていただく業務」でございます。

これまでの経緯として、多様化する住民ニーズに、より効率的、効果的に対応するため、また利用者に対するサービスの向上を図るた

め、施設維持管理に民間事業者のノウハウを活用する、指定管理者制度を平成20年12月から導入しています。導入当初から、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の前身となる会社が管理・運営を行い、3期目の指定となる期間が令和4年3月31日で満了しましたが、翌年度は全館にわたって大規模に空調機等更新工事を実施することから、その間は管理運営に精通した当該事業者を指定管理者として指定することが最適であると判断したため、4期目は公募せず、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間再指定といたしました。

今回は改めて令和6年4月1日から令和11年3月31日までを指定期間として募集したものです。

具体的な、指定管理者が行う業務といたしましては、募集要項にも記載しておりますとおり、ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の、施設の使用に係る申請受付並びに許可、変更及び取り消しその他施設の使用に関する業務などを実施していただきます。

したがいまして、各種検診等の保健業務や高齢者に対する各種教室、生涯学習の各種事業、図書館業務などは、これまでと変わらず町が直接実施いたします。

今回の指定管理者の募集につきましては、先に申し上げたとおり公募を行っております。具体的には、令和5年7月7日に募集の告示を行い、7月14日に現場説明会を開催し、2者の参加がありました。その後7月7日から7月20日までの質問受付を経て、8月25日までの申請受付期間内に現在の指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社のみ指定申請書の提出がありました。

それでは、資料について説明させていただきます。

資料D募集要項及びE仕様書でございます。今回の指定につきましては、2年前の募集要項を時点更新しておりますが、大きく変更した点といたしましては、先ほどからご説明しておりますとおり、前回指定の際は、大規模改修の実施のため、特別に2か年のみ募集し、1者のみの募集としたため、説明会の開催をしておりませんでした。今回は通常に戻し、5か年で公募し、説明会を開催いたしました。また、7年前の募集の際は、指定管理料の上限は設けておりませんでした。今回は、あらかじめ指定管理料の上限を設定し募集しております。その他については、除草の回数を増やす、トイレ配管洗浄を追加する一方で、浴室が廃止されたため、それに係る事務を削除しております。

なお、浴室廃止後の新たな貸館施設の追加及び教育センターの移転についても備考に記載しております。その他、細かな修正は行っておりますが、概ね前回の募集要項及び仕様書に沿って作成しております。

次に、資料H選定基準でございます。こちらにつきましては、島本町ふれあいセンター条例施行規則第11条及び島本町営住宅条例施行規則第43条に基づく選定基準に係る評価項目となっておりますので、本日は、本資料の項目に基づき審査をお願いします。

次に、資料I現行の基本協定書及び変更協定書でございます。現行の基本協定書、変更協定書、年度協定書です。

次に、資料J申請書類についてです。今回の指定管理者の選定につきましては、申請者が現指定管理者のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社1者のみとなっております。

内容的には基本的に現行の指定管理業務の内容を踏襲しつつ、サービス向上のための方策について提案されています。また、収支計画書における年間の指定管理料につきましては、募集要項において上限額を税込み618,861,000円としていたところ、618,816,000円での提案となっており、年額123,763,200円となることから、現在の119,961,108円から年間3,802,092円支出が増加することとなります。

最後に、現在の指定管理者の総合的な評価といたしまして、指定当初から現在に至るまで、受付窓口での対応や設備維持管理等に関して、利用者からご意見等もいただきながらも、職員研修の実施や、町との定期的な打合せ等（毎月1回）の実施、利用者のニーズ把握のためのアンケートの実施など、利用者の立場に立った施設の管理運営に尽力されているものと考えております。また、この2年間の指定管理期間には、ふれあいセンター予約受付システムをインターネット上で仮予約できるシステムに変更しましたが、住民の皆様にも丁寧にご説明いただいたことから、大きな混乱は生じず、現在まで運用できております。また、昨年度実施した空調機更新等工事においては、工事業者と情報共有を図っていただき、安全かつ円滑に工事を完了することができました。

今年度から実施している浴室等改修工事及び3か年にかけて実施するLED更新等工事の期間においても、これらのご経験を活かしていただけるものと考えております。

委員長

ただいま説明を受けました内容について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員

前回は何者の応募があったのでしょうか。また、今回は結果的に応募が一者とのことですが、どのような理由が考えられるのでしょうか。

担当課

7年前の募集の時は3者からの応募がありました。

今回は説明会開催時点で、応募のあったシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社も含めて2者が参加されておりました。応募しなかった理由について、聞き取り調査を実施したところ、採算性の観点から今回は応募を見送ったとのことでした。

委員

備品台帳を確認したところ、故障中というのが存在していますが、指定管理をお願いするに当たって、どのように対応してもらうのでしょうか。今回の選定に影響するのでしょうか。

担当課

備え付けの備品について、使用していないものの廃棄していない備品も存在しておりますが、例えば一般的な持ち運びできるプロジェクターを購入して対応できておりますので、これらの故障中の備品について修理をお願いするようなことは提案として含めておらず、指定管理者の選定にも影響はしないものと考えております。現状で施設の運営に特段の影響はなく、説明会でも質問はありませんでした。

委員長

採点の集計結果が60%以上であれば、次期指定管理者として選定するとのことでしたが、どこかに明記されているのでしょうか。応募者はご存知なののでしょうか。

担当課

資料D募集要項の7ページに明記しております。

委員長

他に不明な点はございませんでしょうか。

(特になし)

委員長

それでは、事業者による説明に入ります。
事務局から説明をお願いします。

(事務局から事業者によるプレゼンテーションに係る説明)

委員長

それでは事業者に入室いただき、プレゼンテーションの準備をお願いします。

(事業者入室)

事務局

プレゼンテーションの時間は10分です。10分経過するとその場で終了させていただきます。プレゼンテーション終了後は、質疑応答の時間を10分設けさせていただきますのでよろしくをお願いします。

(事業者によるプレゼンテーション)

委員長

それでは、ただいま事業者からプレゼンテーションを受けました内容について、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

(質疑応答のうち、島本町情報公開条例第5条第1項各号に該当する情報(生産技術に関する情報、営業・販売活動に関する情報、信用に関する情報、経理・人事に関する情報など)を含む質疑応答(13問)については、非公開としています。)

事業者

施設内で寝ていらっしゃるかたがおられまして、統括責任者からお声かけさせていただいたところ、激高され、エリアマネージャーとして営業所長と対応したことがありました。結果としては、そのかたとしてはお話をされたかったようで、継続的にコミュニケーションをとりながら解決した事例がありました。

委員

現場だけでなく、エリアマネージャー自ら率先して対応されたという事ですね。ありがとうございます。

委員

179ページに収支計画書がありますが、収入の中身は指定管理料のみですが、それ以外に民間の創意工夫を生かしたような収入策などもご検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

事業者

自主事業として指定管理料プラス他の収入で指定管理料を抑えるという事例は確かにあります。

ただ、今回の募集要項や仕様書、島本町ふれあいセンター条例などを確認していくなかで、今回は当てはまらない部分があるという判断もあり、今回は指定管理料のみでのご提案とさせていただきました。

委員

接遇の研修について、例えば障害者差別解消法という法律ができて、合理的配慮の必要なかたへの対応なども必要になってくるかと思えます。そのようなかたに対する対応の研修というのにも含まれているのでしょうか。

事業者

グループ会社の中に障害者雇用をベースとしている会社があり、そこに障害者雇用や研修を進めている者が専任でいます。島本町ふれあいセンターに関しても、年に1回、その者に来てもらって従業員に対して研修を実施してもらっているような状況でございます。

委員

提案書の180ページにふれあいセンター収支計画書があり、人件

費が税込になっていますが、人件費に税込という概念はないと思うのですが。

事業者

最終的に人件費として支払う額は税込の額となっていますが、指定管理料を算出するに当たって、あえて税抜額に割り戻しているものがございます。

委員長

他にご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

(特になし)

委員長

それでは、これをもちまして、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社のプレゼンテーションを終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

(事業者退場)

委員長

それでは、委員会として採点をしてまいりたいと思いますが、委員の皆様におかれましては、ご意見や事務局・担当課への質問等はございますか。

(島本町情報公開条例第5条第1項各号に該当する情報を含む議論につき、非公開としています。)

委員長

その他、ご意見等はありますか。

(特になし)

委員長

それでは、質疑応答を以上とさせていただきます。委員の皆様にはお手元の採点表に点数の記入お願いいたします

(採点)

それでは事務局から集計結果を発表します。本日7名の委員にご出席いただいておりますことから、1050点が満点となっております。集計の結果、784点で6割である630点以上であることを報告いたします。

委員長

ありがとうございます。

784点で6割を超えているということでございますので、これまでの審議を踏まえてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を令和6年4月から令和11年3月末までの島本町ふれあいセンター等の指定管理者として選定として町長に報告することとします。

(異議なし)

委員長

報告書の文面については、事務局に作成をお願いし、委員長である私が確認した上で町長に報告する形を取りたいと思いますが、ご異議などございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、以上をもちまして案件2を終了いたします。

案件3 その他

委員長

続きまして、「案件3 その他」ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(特になし)

委員長

事務局から何かありますでしょうか。

事務局

(特になし)

委員長

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回島本町指定管理者選定委員会を閉会いたします。

委員の皆様、ありがとうございました。